

議案第10号

新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例

新居浜市入学準備金貸付基金条例（昭和45年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例

第1条中「新居浜市入学準備金貸付基金」を「新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金」に改める。

第2条を次のように改める。

（基金の額）

第2条 基金の総額は、5,350万円とする。

第3条中「第50条及び第115条に定める」を「に規定する」に、「及び高等専門学校」を「、大学、高等専門学校及び専修学校（一般課程を除く。）」に、「する者」を「する者（次条において「対象者」という。）」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（貸付金額）

第4条 入学準備金の貸付金（以下「貸付金」という。）の額は、次の各号に掲げる高等学校等の区分に応じ、対象者1人につき当該各号に定める額とする。

（1）高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程） 10万円

（2）大学又は専修学校（専門課程） 30万円

（貸付条件）

第5条 貸付金は、無利子とする。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、教育委員会規則で定める期間内に、月賦によって貸付金を返還しなければならない。

第6条の見出しを「（繰上返還）」に改め、同条第1項中「各号」を「各号のいずれか」に、「繰上償還させる」を「繰り上げて返還させる」に改め、同項第4号中「貸付金の貸付けを受けた者が貸付金の償還終了前に本市から」を「市外に」に改め、同条第2項中「の繰上償還をする」を「を繰り上げて返還する」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「償還」を「返還」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける入学準備のために必要な経費の貸付金について適用し、同日前に貸し付けた入学準備のために必要な経費の貸付金については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市入学準備金貸付基金の名称を改めるとともに、基金の額及び貸付金額の増額並びに貸付対象の拡大を行うため、本案を提出する。